



盛夏の候、時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜りまして、誠にありがとうございます。赤羽事務所はお盆もカレンダー通り営業し、10月に休暇をいただきます。

重要情報

1. 国税庁がH25年度路線価を公表

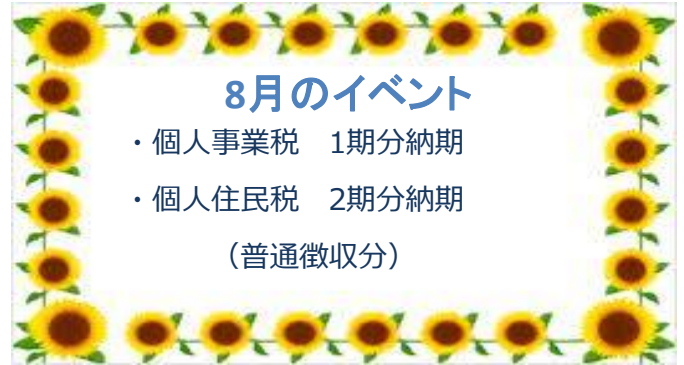
地価上昇傾向が見られます。地価が高いのは銀座鳩居堂前で2,152万円/m²で28年連続1位。2位大阪御堂筋712万円、3位横浜西口BT前618万円、4位名古屋名駅通り600万円、5位博多天神464万円。

2. 消費税転嫁対策法が本国会で成立

転嫁対策法により元請企業による下請中小企業への消費税の転嫁拒否が規制されます。元請が経過措置等で旧税率計算をしても、下請には関係ないので下請けの方は来年4月以後完了の仕事は毅然とした態度で8%を請求してください。

3. 小規模宅地の対象となる二世帯住宅

H27年より相続税が拡充され、一般世帯も申告対象となり得ます。ただし、小規模宅地の特例を適用すればこうした世帯はほとんどの場合、納税負担はなくなります。特例対象となる二世帯住宅は共有家屋の敷地に限られます。



8月のイベント

- ・個人事業税 1期分納期
- ・個人住民税 2期分納期
(普通徴収分)

税金マメ知識

住宅取得等資金贈与の非課税の期限が来年に迫りました。贈与年の翌年3/15までに住宅の引渡しが必要ですので、H25年秋売出しH26.3末日引渡し予定の場合、贈与をH25年末までに受けとめようと適用が受けられない可能性があります。引渡時期が不確定の場合はH26年になってから贈与を受けましょう。ところで、住宅取得にかかる給付措置で与党合意がありました。政府は消費税引上時に一定の住宅取得について現金を給付する方針です。要件は、住宅品質、所得制限、年齢制限があり、給付額は所得金額に応じて8%時は10万円～30万円、10%時は10万円～50万円とされます。

元バックパッカー赤羽の旅噺(バカ)



【ペルー：ワスカラン】早朝長距離バスの扉が開くと客引きに取り囲われます。出っ歯で浅黒い顔、小柄で痩せた客引き女テチは年齢不詳の典型。「本で紹介されている宿？いくら？」「15ソル(約500円)ぼっくりでいいよ。ツアーも斡旋できるから便利だよ。」一応値切りの交渉はしてみる。するとテチは「よし分った。あたしには決定権がないから、宿のオーナーと掛け合ってあげるよ」といってわたしをまんまと宿にいざないました。

☆事務所からの連絡☆

前号Vol.11豆知識「一般の贈与があったものとして緩和税率の適用はありません。」につき、早くも政令が見直され、例外的に直系尊属贈与とみなされることになりました。

晩酌のじかん

わたしは旅が好きなのですが、それをベースとした異国文化(芸術や楽器)・写真・エスニック料理の趣味仲間が、横つながりが増えてきています。これまでは東京に多かったのですが、最近神奈川の仲間と遊ぶことが多くなりうれしい限りです。また、旅に出たくなくなります。



赤羽税理士事務所 赤羽 桂介

〒221-0865 神奈川県

横浜市神奈川区片倉5-14-15

TEL:045-491-0102/FAX:045-413-4340

Mailto:106917prrrj@zeirishi-ky.jp